

「神奈川県県土整備局 週休２日制確保モデル工事」 Q & A
(建築工事・電気設備工事・機械設備工事)

１．実施要領・定義について

Q1-1 降雨、降雪等による予定外の休工日は、現場閉所日（現場休息日）として認められますか。

A1-1 降雨、降雪、強風、波浪等により、現場で作業を行えない場合は、現場閉所日（現場休息日）として扱います。

Q1-2 実施要領４（４）「現場閉所日」の「現場管理上必要な保安等の巡回パトロール、通行規制に係る交通誘導、機器類の保守点検等」とは具体的にどのような作業ですか。

A1-2 具体的には次の作業が考えられます。

- ① 現場内の定期的な巡回パトロール
- ② 現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など）、現場での災害発生時の対応作業
- ③ 現場内に存置したポンプや発電機等の機器の維持管理や、重機等の保守点検
- ④ 現場内の交通誘導警備

Q1-3 週休２日の確保を理由に、工期延伸は認められますか。

A1-3 単に週休２日の確保のみを理由とした工期延伸は認められません。ただし、次に示すような場合が生じた際は、必要に応じて工期延伸について、発注者と協議してください。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

Q1-4 工期延伸した場合の週休２日の考え方はどうなりますか。

A1-4 工期延伸した場合は、その分、週休２日の対象となる期間も延伸されます。延伸した期間も含め、実施要領４「用語の定義」に示す内容に基づき、週休２日の取組を実施してください。

Q1-5 発注者として、モデル工事を選択する基準は何か。どのような考え方でモデル工事を決めているのか。

A1-5 原則、全ての工事が対象となります。なお、モデル工事の対象外となるのは次のとおりです。

＜対象外工事＞

- ① 特に緊急を要する災害復旧工事
- ② その他、対応が困難と発注者が判断した工事

例) 24 時間連続して実施する工事

Q1-6 受注者希望型で、工事途中に通期の週休 2 日が達成できないことが判明した場合の手続きを教えてください。また、経費補正や工事成績評価の加点は行われるのでしょうか。

A1-6 受注者希望型で、工事途中に通期の週休 2 日が達成できないことが判明した場合には、その日までの現場閉所（現場休息）状況を、別紙 2（現場閉所（現場休息）履行報告書）により監督員に報告願います。

こうした状況になった場合は、経費補正や加点は行いません。また、達成が困難であることが判明した日以降は、別紙 1（現場閉所（現場休息）実績報告書）の提出は不要です。

Q1-7 発注者指定型で、工事途中に通期の週休 2 日が達成できないことが判明した場合の手続きを教えてください。また、経費の減額や工事成績評価の減点は行われるのでしょうか。

A1-7 発注者指定型で、工事途中に通期の週休 2 日が達成できないことが判明した場合には、速やかに監督員と協議願います。通期の週休 2 日未達成の場合、経費補正分を減額します。

また、工事成績評価の減点は原則行いませんが、明らかに受注者側に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、減点します。

Q1-8 午前中工事を実施して、午後雨天休工の場合、現場閉所日（現場休息日）と扱えるのでしょうか。

A1-8 実施要領 4（4）「現場閉所日」、4（5）「現場休息日」のとおり、一日を通して現場作業がない日を「現場閉所日」、「現場休息日」と定義していますので、終日でない場合には、現場閉所日（現場休息日）として扱いません。

Q1-9 実施要領 4（9）「受注者の責に因らない現場作業等」とは、具体的にどのような作業でしょうか。

A1-9 次のような作業が考えられます。

- ・現場内で災害の発生が予想される場合の予防作業（立入禁止柵の設置、飛散防止対策等の第三者被害の防止作業など）、現場内における災害発生時の対応作業（交通開放のための土砂撤去等の復旧作業など）
- ・占有者（電気・ガス・水道等）や市町村等の発注工事との調整に伴い、土日に行う作業
- ・第三者による事故や住民対応等などで、土日に行う作業（例：商店街から休日施工を要望されて土日に作業する場合など）など

Q1-10 降雨で休工とした平日の振替として、週末（土曜日・日曜日）に作業を行う場合の考え方について教えてください。

A1-10 週末（土曜日・日曜日）に作業を行う場合があったとしても、実施要領 4（9）「対象期間」の全体において、現場閉所（現場休息）割合が 28.5%（4 週 8 休）以上となる場合には、実施要領 4（1）「通期の週休 2 日」の達成となります。

なお、週末（土曜日・日曜日）に一度でも工事を実施した場合は、発注者の指示で実施した場合を除き、実施要領 4（3）「完全週休 2 日」は未達成となります。

Q1-11 週末に、発注者からの指示で、受注者の責に因らない作業を行った場合は、どのように休日を確保すればよいでしょうか。

A1-11 受注者の責に因らない作業を週末に行った場合、作業を行った日は、休日の取得計算から除外する（積み上げない）ので、代替休日を確保する必要はありません。また、「完全週休 2 日」への影響もありません。

Q1-12 祝日はどのように取り扱えばよいでしょうか。

A1-12 祝日も平日と同様に扱い、祝日を休工とする場合には、現場閉所（現場休息）扱いとします。

Q1-13 入札時に、「発注者指定型」と「受注者希望型」は、どの書類に記載されているのでしょうか。

A1-13 特記仕様書に、「発注者指定型」または「受注者希望型」が記載されています。

Q1-14 令和 6 年 6 月以前の契約工事で、令和 6 年 7 月以降も継続して施工する工事については、新たな実施要領が適用されるのでしょうか。

A1-14 令和 6 年 7 月 1 日以降に公告し、県土整備局建築工事積算要領（令和 6 年 7 月 1 日）を適用しているモデル工事のみ、新たな実施要領が適用されます。
適用される積算基準等については、積算諸条件調書をご確認ください。

Q1-15 分離発注工事の現場閉所（現場休息）率の計算はどうなるのでしょうか。

A1-15 分離発注工事（A、B、C 3 社）で下記表の現場閉所（現場休息）の場合、以下になります。

A社：現場閉所（現場休息）率＝3日÷15日＝20%

B社：現場閉所（現場休息）率＝5日÷15日＝33.33%

C社：現場閉所（現場休息）率＝4日÷15日＝26.67%

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	計
A社		閉所						休息	閉所							3日
B社	休息	閉所							閉所	休息					休息	5日
C社	休息	閉所						休息	閉所							4日

2. 提出書類について

Q2-1 現場閉所（現場休息）実績報告書【別紙1】は、いつ提出すればよいのでしょうか。

A2-1 当月の現場閉所（現場休息）実績については、翌月の5日までに、監督員に2部提出願います。受発注者協議の上、情報共有システム（ASP方式）により提出することも可能です。

なお、現場閉所（現場休息）履行報告書【別紙2】は、基本的に工事完成日の30日前（設計金額（税込み）が2億円以上の工事は45日前）までに代表者印を押印し書面により提出願います。

Q2-2 現場閉所（現場休息）実績の確認書類として、提出する資料を教えてください。

A2-2 現場閉所（現場休息）実績の確認書類として、現場閉所（現場休息）実績報告書【別紙1】、現場閉所（現場休息）履行報告書【別紙2】及び週間工程表（建築工事は「工事概況報告書」）を提出していただきます。

Q2-3 アンケートはいつ、どこに提出すればよいのでしょうか。

A2-3 アンケートは、工事完了後、下記メールアドレスあて提出願います。

<アンケート提出先>

神奈川県県土整備局都市部技術管理課技術管理グループ

メール：gikan.137@pref.kanagawa.lg.jp

電話：045-210-6108